事務連絡

令和２年６月８日

中部福祉保健局長

西部福祉保健局長

鳥取市福祉部長　　　　　　　　様

各市町村担当部（課）長

南部箕蚊屋広域連合事務局長

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局

長寿社会課長

障がい福祉課長

高齢者・障がい児者施設等における衛生管理の徹底について（通知）

このことについては、国及び県が発出した事務連絡等により、各事業所等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みを依頼してきたところです。

今般、政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言を受けたものの、全国的にはいまだ感染の終息を見ない現状に鑑み、改めて管内の事業所等への衛生管理の徹底について、ご了知いただくとともに、中部、西部福祉保健局、鳥取市にあっては、保健所長及び管内の施設に周知いただきますようお願いします。

（なお、高齢者施設については、当該施設を運営する法人宛に、別添のとおり、長寿社会課から通知します。）

（担当）長寿社会課　安達　：0857-26-7175 障がい福祉課　長見：0857-26-7193

【参考】主な事務連絡等（抜粋）

〇「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」（令和２年４月７日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

〇「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について（令和２年５月１１日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）

（高齢者施設等に対するもの）

〇「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和２年５月４日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

〇「県内の通所介護事業所等におけるサービス利用調整等の検討及び感染予防対策の確認について（依頼）」（令和２年４月１３日付第２０２００００１６６２９号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長通知）

（障がい児者施設等に対するもの）

〇「障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について」（令和２年３月３０日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

〇「通所事業所等におけるサービス利用調整等の検討及び感染症予防対策の確認について（依頼）」（令和２年４月１３日付第２０２００００１７１４３号障がい福祉課長依頼）

※上記通知については、下記の県長寿社会課、障がい福祉課のホームページからご確認いただけます。

（長寿社会課ＨＰ）https://www.pref.tottori.lg.jp/69603.htm

（障がい福祉課ＨＰ）https://www.pref.tottori.lg.jp/290120.htm